

自由民主党

政務調査会長 小林 鷹之 殿

組織運動本部長 新藤 義孝 殿

日本栄養士連盟
会長 井上 幸子

公益社団法人日本栄養士会
会長 中村 丁次

2026年度（令和8年度）予算・税制等に関する要望

平素は、本会に対しまして格別の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

栄養・食生活は、生命を維持し、こどもたちが健やかに成長し、人々が健康で幸福な生活を送るために必要です。全ライフステージにおいて栄養・食生活に関する様々な課題がある中、行政機関はもとより、学校や保育所、企業、医療機関、福祉施設など、多領域で展開されている栄養改善活動における、より質の高い栄養の指導を目指し、本会では、管理栄養士・栄養士の人材育成、活動支援を行っています。

しかし、著しい社会環境の変化や人びとのニーズの多様化、複雑化を踏まえて、さらに管理栄養士・栄養士が行う栄養関連事業の充実強化を図ることが必要であり、そのための各種制度等の見直し、予算確保等について、2026年度（令和8年度）政府予算の策定にあたり、次の事項について要望いたしますので、何とぞ御高配を賜りますようお願い申し上げます。

重点要望事項

- 1 管理栄養士・栄養士の処遇改善
- 2 栄養教諭に期待される役割（職責）を遂行するための配置促進
- 3 物価・人件費等の高騰を鑑みた食事療養費及び基準費用額（食費）の引き上げ
- 4 産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりへの継続的かつ十分な予算措置
- 5 管理栄養士・栄養士の更なる活躍に向けた卒後研修の推進（栄養士法の改正）
- 6 保育所における栄養士の業務への適正な評価

内 容

1 管理栄養士・栄養士の処遇改善

我が国の公衆衛生・医療・福祉の現場において、管理栄養士・栄養士は、健康寿命の延伸、疾病予防、栄養管理、食育推進等を通して、国民、患者、利用者の健康を守るために不可欠な専門職です。しかしながら、厚生労働省が実施している「賃金構造基本統計調査」の職域別平均賃金1)の職種は栄養士ですが、管理栄養士も含まれていると想定し、管理栄養士・栄養士の平均賃金として捉えて、令和6年調査結果を見ると、管理栄養士・栄養士の所定内給与額は、保健・医療専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床検査技師、看護師）及び社会福祉専門職（保育士、介護支援専門員等）の中で、最も低く、業務量・責任の重さに見合った処遇が得られていない現状があります。

また、管理栄養士・栄養士の処遇の低さは、新規人材の確保を難しくし、経験豊富な人材の離職や若手の就職離れにもつながっています。

令和7年度最低賃金はプラス6%強、人事院勧告はプラス3.62%、また「骨太の方針2025」でも示された2025年春季労使交渉の平均賃上げ率は5.26%等となっていますが、保健、医療、福祉、介護等における各施設等は、とてもこれらに対応できるような状態ではありません。適正化等の名目により、医療・介護の財源を削って財源を捻出するという方法でこれ以上削減されれば、地域の医療・介護の崩壊は避けられません。

このようなことから、現状の物価高騰等により経営が苦しくなっている保健、医療、福祉、介護等における各施設の支援とともに、管理栄養士・栄養士の処遇改善が確実に可能となる財政支援をお願いします。

2 栄養教諭に期待される役割（職責）を遂行するための配置促進

社会環境・生活環境の急激な変化により食を取り巻く環境も大きく変化し、学童期の子どもへの栄養・食は、良好な食習慣を身に付けるための教育だけではなく、将来にわたる身体を作るための良好な栄養管理が必要となってきています。また、栄養教諭は、学童期における食に関する指導として痩身傾向、食物アレルギー等の健康課題を有する児童・生徒への個別栄養相談の対応等に加え、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月22日閣議決定）に基づき、医療的ケアを必要とする児童・生徒への栄養・食生活支援も求められています。

このような中、2023年1月文部科学省の「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」において栄養教諭の法的位置づけ、採用、任用、配置、求められる役割等に課題があることが指摘されました。

具体的には、平成 17 年制度導入以降、各地域において任用・配置が進んでおりますが、近年、その増加傾向が鈍化しつつあり、各都道府県における栄養教諭の配置状況が約 7 % ~100% と都道府県間で配置率に相当の格差が見られることから、この状況を改善することが課題となっています。

そこで、日本栄養士会では、これらの現状と課題を把握し、栄養教諭の職務の明確化、資質能力の向上及び配置推進に向けた検討を行うために、2023 年度に「栄養教諭等の配置に関する調査」と「栄養教諭等の職務・業務に関する調査」を実施しました。この結果においても、栄養教諭が配置されていても、給食管理業務の比重が大きく、児童・生徒に対する食に関する指導や個別的栄養相談に十分注力できない学校が少なくない状況でした。

すなわち、こどもたちは自分が生活する地域を選べない中、他律的な理由により、栄養教諭から食に関する指導、個別栄養相談、栄養・食支援を受けられないこどもたちが多数存在していることが明らかであり、本会としてこの状況を非常に重大視しています。

つきましては、全都道府県を対象としたこうした状況の改善、地域間の格差の是正に向け、栄養教諭の配置促進の強化をお願いいたします。

3 物価・人件費等の高騰を鑑みた食事療養費及び基準費用額（食費）の引き上げ

入院時食事療養費については、昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより、入院時の食費の基準が 1 食につき令和 6 年 6 月 1 日から 30 円、令和 7 年 4 月 1 日から 20 円引き上げられました。

しかし、入院時食事療養にあたっては、適時適温（18 時以降）、大量調理施設衛生管理マニュアル等に沿った運用、摂食嚥下障害及び食物アレルギーを有する等の患者に対する個別対応の増加等、栄養・給食部門に従事する者の負担は増大しています。また、物価上昇による食料費の高騰に加え、人材確保が困難となっている現状から人件費も高騰し、委託給食会社が撤退する医療機関も散見されます。

日本栄養士会が実施した「2025 年度政策事業全国病院栄養部門実態調査」の結果においても患者 1 日 1 人当たりの食材料費は 897 円で、2024 年度の 823 円からプラス 74 円となっていました。また、「2024 年度政策事業介護保険施設及び通所サービス事業所等における実態調査」の結果においても昨年度に対する食料費の変化について、「やや増大している」と「かなり増大している」を合わせると約 8 割の施設の食材料費が増大しており食料費軽減のための様々な工夫をしていましたが、物価・人件費等の高騰に対応できていない状況が明らかになっています。

つきましては、患者や利用者一人ひとりの栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応を重視し、栄養ケアによって栄養状態を改善するための食事の提供を維持するため、入院時食事療養費及び介護保険施設基準費用額（食費）の適切な額の設定をご検討いただきますようお願いします。

4 産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりへの継続的かつ十分な予算措置

厚生労働省は、我が国の重要な栄養課題である「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等に産学官等が連携して取り組むため、2022年3月に「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を立ち上げました。また、こうした食環境づくりを全国各地で効果的に推進するため、令和6年度から令和17年度までの国民健康づくり対策である「健康日本21（第三次）」において、全都道府県がこのイニシアチブと連携することを目標として設定し、取り組みを強化しています。

さらに、我が国では今後一層の高齢化が進展する中、摂食・嚥下機能の低下や低栄養の課題が顕在化しています。これらに対する支援は医療・介護施設にとどまらず、地域社会や飲食産業等においても「安全かつおいしく食べられる」ことが求められており、地域全体で嚥下調整食を適切に提供できる食環境づくりを進めることが急務であり、医療・介護・栄養・調理の各専門職と連携して嚥下調整食を提供できる体制を構築することが不可欠となります。日本栄養士会では、管理栄養士・栄養士が対象者の摂食・嚥下機能や栄養状態、嗜好、生活背景を総合的に評価し、調理師や介護職、医療職と連携して嚥下調整食を提案・実践できる立場として、国と都道府県、企業と消費者との仲介役としての役割を発揮できる人材育成や技術支援に積極的に取り組んでまいります。

このようなことから、健康日本21（第三次）を踏まえた食環境づくりや、地域全体で嚥下調整食を適切に提供できる等の健康的で持続可能な食環境づくりの更なる推進に向けて、継続的かつ十分な予算措置をお願いいたします。

5 管理栄養士・栄養士の更なる活躍に向けた卒後研修の推進（栄養士法の改正）

「管理栄養士・栄養士」は、医療法に基づき患者が医療機関の選択を適切に行うために必要な情報である医療機能情報提供制度において医療職種として明確化されています。また、令和6年度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、栄養の重要性が評価され、栄養管理の更なる推進に向けて、様々な見直しが行われ、より高い専門性が求められています。

また、健康日本21（第三次）においては健康的で持続可能な食環境づくりを始め、自治体内外の様々な関係部署・関係機関等と連携した栄養政策の推進が必要とされています。

さらに、防災基本計画（令和6年6月28日中央防災会議決定）では、管理栄養士等による避難所における被災者の栄養・食支援について必要な措置を講じるよう努めることができ具体的に明記されました。近年、頻発する災害支援においては、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）が災害派遣医療チームとして、医療、保健、福祉等の各領域にいる管理栄養士が被災自治体と連携した栄養・食生活支援を行っています。

また、経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）では、防災・減災・国土強靭化の推進として、防災体制の抜本的強化のために専門人材を含む人員・体制を確保するとあり、災害支援を担う人材育成が益々重要となります。

上記を始め、管理栄養士・栄養士への期待が高まり、担うべき業務もより複雑・困難になりつつある中、卒後研修を通じ、資質の向上を図ることが喫緊の課題となっています。

このようなことから、「管理栄養士・栄養士は、免許を受けた後も、生涯教育研修、その他の専門分野別の研修等を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。」ということを栄養士法に規定し、管理栄養士・栄養士の人材育成体制を位置付けていただきますようお願ひいたします。

6 保育所における栄養士の業務への適正な評価

近年、保育所における食事の提供、食育の重要性が増しています。こうした中、栄養士は、保育所でのこどもたちの健やかな成長を支える専門職として、給食の献立作成・調理、衛生管理等の給食の管理業務とともに、食物アレルギー等特別な配慮を必要とするこどもへの対応、保護者への支援、食育活動の計画・実施等の業務において、重責を担っています。

しかし、栄養士の雇用に当たっては、公定価格上、栄養管理加算としての対応になっています。また、栄養士を複数名配置した場合でも加算額は変わらず、障害など特別な配慮を必要とすることの食事の対応が求められるなど、専門性を必要とする業務は増大する一方で、栄養士の専門性と業務の重要性に見合った処遇となっているとは言い難い状況です。

つきましては、栄養士の専門性の適正な評価として、栄養管理加算の増額を実現し、その増額分は施設運営費ではなく、栄養士の賃金に還元されることを強く要望いたします。